

都道府県政令市の見直し状況

(2月17日時点、速報値)

=最低制限価格=

<2009年4月公契連モデルより高い水準> 11道県2政令市

▷北海道▷福島県▷栃木県▷神奈川県▷新潟県▷和歌山県▷佐賀県▷長崎県▷宮崎県▷鹿児島県▷沖縄県▷札幌市▷さいたま市

<09年4月公契連モデルを準用または同水準> 16県10政令市

▷秋田県▷千葉県▷東京都▷石川県▷岐阜県▷静岡県▷愛知県▷三重県▷福井県▷京都府▷奈良県▷島根県▷愛媛県▷福岡県▷熊本県▷大分県▷仙台市▷千葉市▷横浜市▷川崎市▷静岡市▷浜松市▷名古屋市▷京都市▷福岡市▷北九州市

=低入札価格調査基準価格=

<09年4月公契連モデルより高い水準> 9道県2政令市

▷北海道▷宮城県▷福島県▷栃木県▷新潟県▷長野県▷山口県▷佐賀県▷沖縄県▷札幌市▷さいたま市

<09年4月公契連モデルを準用または同水準> 26県9政令市

▷東京都▷神奈川県▷富山県▷石川県▷岐阜県▷静岡県▷愛知県▷三重県▷福井県▷京都府▷奈良県▷和歌山県▷島根県▷徳島県▷愛媛県▷高知県▷福岡県▷熊本県▷大分県▷宮崎県▷鹿児島県▷千葉市▷横浜市▷川崎市▷静岡市▷浜松市▷名古屋市▷京都市▷福岡市▷北九州市

国土交通省と財務省、総務省は17日、2009年度の入札契約適正化法にもとづく実施状況調査(09年9月1日時点)の結果を公表した。入契法の調査では、市区町村における一般競争入札の導入率が前年度の60・6%から65・0%に増加、総合評価方式の導入率も前年度の42・4%から57・5%となった。一般競争入札を導入している市区町村で総合評価方式を導入する割合が高まっているとみられる。また、国交省は、都道府県政令市における最低制限価格の見直し状況と予定価格の公表時期の速報値もまとめた。14道県2政令市が、最低制限価格や低入札価格調査基準価格を09年4月の中央公共工事契約制度運用連絡協議会(中央公契連)のモデル(平均85%程度)より高い水準に設定している。

国交省の2月17日時点の速報値では、09年4月の中央公契連モデル引き上げ後に、36都道府県12政令市が、最低制限価格か低入札価格調査基準価格を、モデルと同レベルかそれ以上に見直した。予定価格の公表時期については、2月1日時点で、事後公表だけが10道県2政令市となり、事前公表と事後公表を併用しているのは12県5政令市だった。6県3政令市は、案件によって事後公表を試行している。

08年9月時点では、事後公表のみが8都道府県だけだったことを考えれば、予定価格の事前公表による弊害が指摘される中で、予定価格の公表時期を事後公表にする都道府県政令市が徐々に増えている。

入契法にもとづく実施状況調査によると、総合評価方式を本格導入している自治体が前年度の63自治体から118自治体に増えたほか、国、特殊法人を含めた全体でも、前年度比3・3%増の241機関となった。また、特殊法人の1機関、103市区町村が「年度内に試行導入」と回答した。

低入札価格調査制度を導入している工事監督については79市区町村、工事検査では16市区町村が、それぞれ未実施となっており、発注見直しや入札者、落札者の公表など義務付け事項についても多数の市区町村でいまだ実施されていない。

入契法実施状況

総合評価導入市区町村57%

11道県2市の最低制限価格

公契連より高水準

入契法で努力義務事項となっている工事監督については79市区町村、工事検査では16市区町村が、それぞれ未実施となっており、発注見直しや入札者、落札者の公表など義務付け事項についても多数の市区町村でいまだ実施されていない。

入契法で努力義務事項となっている工事監督については79市区町村、工事検査では16市区町村が、それぞれ未実施となっており、発注見直しや入札者、落札者の公表など義務付け事項についても多数の市区町村でいまだ実施されていない。

入契法で努力義務事項となっている工事監督については79市区町村、工事検査では16市区町村が、それぞれ未実施となっており、発注見直しや入札者、落札者の公表など義務付け事項についても多数の市区町村でいまだ実施されていない。

入契法で努力義務事項となっている工事監督については79市区町村、工事検査では16市区町村が、それぞれ未実施となっており、発注見直しや入札者、落札者の公表など義務付け事項についても多数の市区町村でいまだ実施されていない。

入契法で努力義務事項となっている工事監督については79市区町村、工事検査では16市区町村が、それぞれ未実施となっており、発注見直しや入札者、落札者の公表など義務付け事項についても多数の市区町村でいまだ実施されていない。

入契法で努力義務事項となっている工事監督については79市区町村、工事検査では16市区町村が、それぞれ未実施となっており、発注見直しや入札者、落札者の公表など義務付け事項についても多数の市区町村でいまだ実施されていない。

入契法で努力義務事項となっている工事監督については79市区町村、工事検査では16市区町村が、それぞれ未実施となっており、発注見直しや入札者、落札者の公表など義務付け事項についても多数の市区町村でいまだ実施されていない。

入契法で努力義務事項となっている工事監督については79市区町村、工事検査では16市区町村が、それぞれ未実施となっており、発注見直しや入札者、落札者の公表など義務付け事項についても多数の市区町村でいまだ実施されていない。

入契法で努力義務事項となっている工事監督については79市区町村、工事検査では16市区町村が、それぞれ未実施となっており、発注見直しや入札者、落札者の公表など義務付け事項についても多数の市区町村でいまだ実施されていない。

入契法で努力義務事項となっている工事監督については79市区町村、工事検査では16市区町村が、それぞれ未実施となっており、発注見直しや入札者、落札者の公表など義務付け事項についても多数の市区町村でいまだ実施されていない。

入契法で努力義務事項となっている工事監督については79市区町村、工事検査では16市区町村が、それぞれ未実施となっており、発注見直しや入札者、落札者の公表など義務付け事項についても多数の市区町村でいまだ実施されていない。

入契法で努力義務事項となっている工事監督については79市区町村、工事検査では16市区町村が、それぞれ未実施となっており、発注見直しや入札者、落札者の公表など義務付け事項についても多数の市区町村でいまだ実施されていない。